

## (1) ただし書の特別の事由（規則）

(1) 墓地については、次のいずれかに該当するものであること。ただし、ア（ア）及びイ（ア）の規定は墓地の区域の拡張に係る変更の許可について、ア（ウ）の規定は小規模な墓地の経営又は墓地の区域の拡張に係る変更の許可について、適用しない。

ア 宗教法人が宗教法人法第2条に規定する目的のために墓地を経営する場合については、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる事務所の所在地が市内にある宗教法人が経営するものであること。

(イ) 市内に墓地を有しない、又は新たに墳墓の用に供することのできる部分がない、若しくは新たに墳墓の用に供することのできる部分がわずかであり、当該部分がなくなることが見込まれる墓地を有する宗教法人が経営するものであること。

(ウ) 市内の需要に基づく適正な規模のものであること。

(エ) 当該墓地の用に供する土地が当該宗教法人の主たる事務所の所在地から10キロメートル以内にあるものであること。

イ 宗教法人が広く一般に利用者を募集する墓地を経営する場合については、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる事務所の所在地が市内にある宗教法人が経営するものであること。

(イ) 市内に墓地を有しない、又は新たに墳墓の用に供することのできる部分がない、若しくは新たに墳墓の用に供することのできる部分がわずかであり、当該部分がなくなることが見込まれる墓地を有する宗教法人が経営するものであること。

(ウ) 宗教法人法第6条第1項の公益事業として墓地を経営することを記載した規則について同法第12条第1項、第26条第1項又は第33条第1項の所轄庁の認証を受けている宗教法人が経営するものであること。

(エ) 市内の需要に基づく適正な規模のものであること。

ウ 公益法人<sup>\*</sup>が墓地を経営する場合については、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる事務所の所在地が市内にある公益法人<sup>\*</sup>が経営するものであること。

(イ) 市内に墓地を有しない、又は新たに墳墓の用に供することのできる部分がない、若しくは新たに墳墓の用に供することのできる部分がわずかであり、当該部分がなくなることが見込まれる墓地を有する公益法人<sup>\*</sup>が経営するものであること。

(ウ) 市内の需要に基づく適正な規模のものであること。

エ 認可地縁団体が許可を受けている墓地又は墓地、埋葬等に関する法律の施行前から存在している墓地をその区域の拡張をせずに当該認可地縁団体の構成員又は構成員の親族のために引き継ぐものであること。

オ 墓地の所有者の死亡その他の理由により、許可を受けている墓地又は法の施行前

から存在している墓地をその区域の拡張をせずに自己又は自己の親族のために引き継ぐものであること。

カ 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、やむを得ず許可を受けている墓地を移転する場合については、移転後の墓地の規模が移転前の墓地の規模と同程度のものであること。

(2) 納骨堂については、次のいずれかに該当するものであること。

ア 宗教法人が納骨堂を経営する場合については、既存の墓地の区域内又は寺院等の敷地内に設置するものであること。

イ 主たる事務所の所在地が市内にある公益法人<sup>\*</sup>が経営するものであること。

(3) 火葬場については、主たる事務所の所在地が市内にある宗教法人又は公益法人<sup>\*</sup>が経営するものであり、かつ、施設の規模が市内の需要に基づく適正な規模のものであること。

※地方公共団体が全額出資している公益法人を除く